

「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」開催要綱

1 開催趣旨

総務省は、都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するために策定・周知している「地域における多文化共生推進プラン」（以下「総務省プラン」という。）について、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設等の社会的経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂を行った。

今後、改訂した総務省プランの内容を広く周知し、地方公共団体における多文化共生施策の推進を促進するため、「多文化共生事例集」（令和3年度版）（仮称）を作成することを目的に、本ワーキンググループを開催する

2 名称

本ワーキンググループは、「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）と称する。

3 構成及び運営

- (1) ワーキンググループの構成員は、別添「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) ワーキンググループには、座長1名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等にワーキンググループへの出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) ワーキンググループは、非公開とするが、終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、座長が必要と認める時は、配付資料を非公開とすることができる。

4 開催期間

令和3年2月から令和3年7月頃までとする。

5 庶務

庶務は、総務省自治行政局国際室において行う。